

大会決議

緑豊かな県土の森林は木材の供給に加え、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、私たちの生活に安らぎをもたらし、豊かな暮らしを支えるかけがえのない県民共通の財産である。

また、先人の努力により戦後造成された人工林を中心に、本格的な利用期を迎える豊富な森林は、林業の成長産業化と森林の適切な経営管理を実現するため、循環利用することが重要な課題となっている。

一方、近年、豪雨や地震等による甚大な山地災害が日本各地で発生しており、本県においても事前防災・減災に向けた、治山対策や森林整備による災害に強い森づくりが求められている。

このような中、本県では「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を目指し、森林整備事業やいしかわ森林環境基金事業、治山事業等による間伐や主伐・再造林等の森林整備・保全が積極的に推進されている。

また、県産材の安定供給に向けては、施業の集約化や路網の整備が進められ、ドローンやICTを活用した森林資源量の把握、木材生産並びに流通の効率化等の取り組みが行われている。

加えて、県産材の需要拡大に向けては、公共建築物等での県産材の利用とともに、県産材を用いた住宅への助成制度の拡充、民間施設でCLTや不燃木材等の利用による需要創出に支援するなどの取り組みも進められている。

森林・林業・木材産業の関係者は一体となり、こうした取り組みをより一層発展させ、林業の成長産業化、森林所有者に対する収益の向上、森林の公益的機能の維持増進、山村地域の活性化に寄与していくことが、強く求められている。

については、本大会の名のもとに、下記事項の実現に総力をあげて邁進するものである。

記

- 1 治山・林道事業を計画的に推進するために必要な予算の確保
- 2 令和2年度に終了する「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続と予算の確保
- 3 治山・林道施設の長寿命化対策の推進
- 4 いしかわ森林環境基金事業の着実な実施による森林の公益的機能の維持増進
- 5 森林経営管理制度の円滑な運用及び「意欲と能力のある林業経営者」と連携した市町による森林整備の推進に対する支援の強化
- 6 主伐後の再造林や間伐、路網整備等の森林整備の適切な実施に必要な予算の確保
- 7 ドローンやICT等を活用した林業の収益力向上に向けた取り組みの推進
- 8 石川県県産材利用促進条例を踏まえた総合的かつ計画的な県産材の利用促進
- 9 公共建築物や民間施設におけるCLTや不燃木材等の利用促進
- 10 「のとてまり」や「お茶炭」等の里山の恵みを活かした取り組みによる山村活性化の推進
- 11 企業やNPO団体等の多様な主体による県民参加の森づくりの推進

以上、ここに決議する。

令和2年10月14日

第65回石川県山林大会